

野洲市青少年育成市民会議表彰要領の運用規程

1 表彰基準

表彰の対象となる者は、野洲市青少年育成市民会議表彰要領に定めるもののほか、次の基準による。

(1) 青少年

ア 青少年の年齢の範囲は、おおむね6歳から25歳までとする。

イ 活動をおおむね1年以上継続し、その活動の成果が特に顕著であり、他の模範と認められる者

(2) 青少年健全育成功労者および青少年指導者

ア 通算して10年以上活動し、他の模範と認められる者

イ 活動をおおむね5年以上継続し、その功績が特に顕著であり、他の模範と認められる者

(3) 青少年団体および青少年育成指導団体

ア 通算して10年以上活動し、他の模範と認められる団体

イ 活動をおおむね3年以上継続し、その活動の成果が特に顕著であり、他の模範と認められる団体

(4) 感謝状贈呈対象者

ア 市民会議の部会員として通算10年以上事業の推進に協力し、退任した者

イ 市民会議の役員として通算5年以上事業運営に尽力し、退任した者

2 欠格条件

過去に市民会議表彰を受けた者。ただし、団体にあつては、前回の表彰から7年以上経過した場合はこの限りでない。

3 その他

(1) 市民会議における年間表彰数は、第1項(1)(2)(3)のそれぞれについて、おおむね3人(団体)以内とする。

(2) 市民会議表彰選考委員会は10人以内で組織する。

会長 1名、副会長 若干名、各部会長 3名、幹事、生涯学習課長

付 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年11月19日から施行する。

付 則

この規定は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。